

## 守口市ふるさと応援寄附金事業 協力事業者募集要項

### 1 目的

守口市では、ふるさと納税制度を通じた本市の魅力発信や新たな特産品の創出を行うことにより、地域の活性化に資することを目的として、本市の市域外に住所を有する寄附者に対して、返礼品として商品やサービスを提供している。

返礼品の提供にあたり、効率的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、配送に係る顧客データ等の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があることから、2に掲げる要件を定め、協力事業者を募集する。

### 2 協力事業者の要件

次の（１）から（８）の要件に該当するものとする。

- （１）本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」）であること。ただし、本市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行っていることや本市をPRしていると認められる場合は、市外の事業者も可能とする。
- （２）守口市税のほか、国税、府税等に未納の無いこと。
- （３）各種法令等を遵守した生産、製造、加工またはサービスの提供を行っていること。
- （４）代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力の構成員等でないこと。
- （５）個人情報保護法及び守口市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。
- （６）本市の委託業者が求める書類の提出が可能であること。
- （７）委託業者からの依頼後、速やかに商品が発送できること。
- （８）行政機関から行政指導を受けていない、又は改善をした事業者であること。

※ 上記の要件に関わらず、本市が事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合がある。

### 3 返礼品の要件

本市の魅力を感じ、発信することができ、地域産業の振興等につながる要素をもつ商品等であって、次の（１）から（４）に該当するものとする。

- （１）品質及び数量について、安定的な供給が可能なもの。ただし、期間又は数量限定で供給するものは、取扱い可とする。

- (2) 必要な情報（使用原材料、商品内容等）の開示が可能であること。
- (3) 飲食物等の場合は、原則として消費期限に余裕がある商品を発送するものとする。
- (4) 次のいずれかに該当するもの。
- (ア) 本市の市域内で生産されたもの。（原材料等の主要な部分のみが生産されたものも可とする。また、本市の市域内で生産されたものであって、流通構造上、近隣他市の市域内で生産されたものと混在することが避けられない場合に限っては、近隣他市の市域内で生産されたものと混在しているものも可とする。）
- (イ) 製造、加工その他の工程のうち、主要な部分が本市の市域内で行われたもの。
- (ウ) 本市のシンボルキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等であって、形状、名称その他の特徴から、本市の独自の返礼品であることが明白なもの。
- (エ) (ア) から (ウ) に該当する返礼品と、これらに関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、これらに関連性のあるものが主要な部分を占めるもの。
- (オ) 本市の市域内で提供されるサービス等
- ※ 上記の要件以外に、総務省より地場産品基準の追加及び変更の通知等があったときにはそれに遵守することとする。

#### 4 返礼品の価格設定について

返礼品の価格については、商品代、消費税等の必要経費をすべて含めた額が寄附額の3割程度になるよう設定する。なお、品物代のみで寄附額の3割を超えてはならない。

また、一つの返礼品パッケージの中に複数の返礼品がある場合でも、パッケージ内の合計金額が前述の金額となるようにする。

#### 設定価格の目安

寄附金額	品物やサービス等の価格（税込） ※寄附金額に対して3割程度 ※送料は除く。
3,000円	900円相当
4,000円	1,200円相当
5,000円	1,500円相当
6,000円	1,800円相当
7,000円	2,100円相当
8,000円	2,400円相当
9,000円	2,700円相当
10,000円	3,000円相当
15,000円	4,500円相当
20,000円	6,000円相当
25,000円	7,500円相当

30,000 円	9,000 円相当
35,000 円	10,500 円相当
40,000 円	12,000 円相当
45,000 円	13,500 円相当
50,000 円	15,000 円相当
55,000 円	16,500 円相当
60,000 円	18,000 円相当
70,000 円	21,000 円相当
80,000 円	24,000 円相当
90,000 円	27,000 円相当
100,000 円	30,000 円相当

※配送料によって、寄附金額の設定価格を変更するものとする。

※提示の価格以外で応募する場合は、別途、市と協議するものとする。

## 5 周知方法

- (1) インターネットサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載する。
- (2) 本市がふるさと納税パンフレット等を作成する際に、商品名及び事業者名を掲載する。

## 6 申込み期間

随時募集

※ 商品によっては、選考・掲載に時間を要する場合がある。

## 7 申込み方法

守口市ホームページ内に記載の委託業者まで連絡をするものとする。

また、以下の資料をすべて揃えて申込をすること。

※ 資料については、既存登録事業者についても登録を求める場合がある。

- (1) 本市委託事業者が指定した申込書類
- (2) 納税証明書
- (3) 守口市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 事業者及び返礼品の概要がわかる書類・パンフレット等（事業者のホームページがある場合、URLの提供のみでも可）

※なお、新規事業を開始した法人・個人事業者の場合に、(2)の提出が難しい場合は、別途市と協議をするものとする。

## 8 その他留意事項

- (1) 具体的な返礼品の内容につきましては、適正な管理等に万全を期すため、本市において審査の上、決定する。
- (2) 登録された返礼品を変更又は辞退する場合は、事前に委託業者まで連絡すること。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について委託業者まで必ず報告すること。

## 9 問い合わせ先

守口市役所 企画財政部 魅力創造発信課  
〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号  
TEL : 06-6992-1356 FAX : 06-6992-1272  
Email : Mori\_furusato@city-moriguchi-osaka.jp